



不妊治療費助成事業

保健医療課 ☎42-5633

市では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部助成をおこなっています。

●対象者
次のいずれにも該当する方
①夫又は妻のいずれか一方もしくは両方が、安芸高田市に1年以上住所を有している夫婦
②平成26年4月1日以降、広島県の「不妊治療支援事業承認決定」を受けた方
③市民税等を滞納していない方

●助成限度額
特定不妊治療に要した費用のうち1回15万円

※ただし、「特定不妊治療に要した費用」とは、広島県の不妊治療支援事業から交付された助成金額を控除した額とする。

●申請期間
治療が終了した日の翌日から起算して4か月以内

●申請関係書類
①安芸高田市不妊治療支援事業申請書
②広島県不妊治療支援事業決定通知書の写し
③広島県不妊治療支援事業申請

書の写し
④広島県不妊治療費助成申請に係る証明書の写し
⑤印鑑
⑥申請者が口座名義人となっている通帳の口座番号のわかるもの

「妊活セミナー交流会・個別相談会」について
広島県不妊専門相談センターによる妊活について学び交流する「妊活セミナー交流会」と不妊に悩む方や不妊治療中の方を対象とした「個別相談会」が次のとおり開催されます。

参加を希望される方は、11月10日（火）まで広島県庁子育て・少子化対策課（☎082-513-3175）までお申し込みください。

●日時
平成27年11月15日（日）
①妊活セミナー交流会
13:00～13:50
②個別相談会
14:00～16:00

●場所
JMSアステールプラザ 小会議室



公用車を売却します

財産管理課 ☎42-5613

市は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムを利用して、市が所有する公用車を一般競争入札により売却します。

詳しくは、市ホームページ（<http://www.akikata.jp/>）及びヤフー・オークションホームページ（<http://auctions.yahoo.co.jp/>）をご覧ください。

（10月22日より掲載）

●出品物 公用車 3台
（車名、年式、走行距離）
①マツダAZワゴン・白（4人乗り）、平成11年式、約123,000km
②マツダAZワゴン・シルバー（4人乗り）、平成11年式、約143,000km
③マツダボンゴフレンドリー（8人乗り）平成7年式、約102,000キロ

※現在も使用していますので、走行距離は伸びます。
※出品物に変更する場合があります。安芸高田市ホームページもしくは、官公庁ヤフーオークションのホームページで最新の情報をご確認ください。



③



②



①

●参加申込期間
10月22日から11月10日
●入札期間
11月25日から12月2日



11月5日緊急地震速報行動訓練 自宅や職場で気軽に“安全行動1-2-3”

危機管理課 ☎42-5625



（※2）「安全行動1-2-3」とは、地震直後に自分自身の身体を守るための次の行動です。上のイラストを参考にしてください。①姿勢を低くして（しゃがむ）②体や頭を守って（かくれる）③揺れが収まるまでじっとする（まつ）

●訓練概要
Jアラート（※1）によって全国の市町村へ一斉に配信される訓練用の地震速報をお太助フォンで放送し、これを合図に地震直後の安全行動（※2）を自宅や職場で行っていただく簡単な訓練です。

（※1）Jアラート（全国瞬時警報システム）とは
大規模地震や武力攻撃事態が発生したときの緊急情報を、人工衛星等を利用して国が市町村へ瞬時に伝達するしくみです。

●訓練日時
11月5日（木）10:00頃
1分程度

●訓練の場所
自宅や職場など、日常生活のそれぞれの場所

●参加者
申込や登録は不要です。誰でも気軽にその場でご参加ください。

●訓練後のアンケート
訓練後の終了放送で、簡単なアンケートを行います。訓練を行った方は、お太助フォン画面の回答ボタンを押してアンケートにご協力ください。

●最大音量で放送します。
※お太助フォンの設定に関わらず最大音量で放送します。



安芸高田市まちづくりサポーター保険制度

政策企画課 ☎42-5612

安芸高田市まちづくりサポーター保険制度は、安芸高田市を拠点に活動を行っている市民活動団体及びその団体の活動を行う皆さんが、安心して活動に参加できるように、市が保険料を負担し、活動を行う皆さんが保険の対象となる制度です。市民活動中に事故にあわれた場合は、保険金が給付されます。

●保険の対象者
安芸高田市内に活動拠点を置く市民活動団体及びその団体で活動をしている方（指導者・スタッフ、または奉仕性のある活動を直接的に実践する参加者が対象となります）。

※スポーツ大会や祭りなどの競技者や見物人は対象となりません。「事前の登録は不要です」

●対象となる活動
対象となる主な要件は次のとおりです。
1. 広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動であること
2. 活動が計画的・継続的に行われていること
3. 無報酬で行っていること（実費弁償は無報酬とみなします）

※政治、宗教、営利を目的とした活動は対象外となります。

た活動、自助的な活動や懇親を目的とした活動、危険度の高い活動などは対象外となります。

●補償内容
★賠償補償
市民活動団体及びその団体の活動を行っている方の過失により、他人の身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ法律上の賠償責任を負う場合に対象となります。

★傷害補償
活動中に発生した急激かつ偶発的な外来の事故、または熱中症、細菌性及びウイルス性食中毒により、活動者が死亡または負傷した場合に対象となります。

※対象とならない主な事故
・活動者の故意による事故、活動者の無資格運転や酒酔い運転による事故、地震や台風などの天災による事故など

制度の詳しい内容については、政策企画課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。（トップページ右側・地域振興↓まちづくりサポーター保険）。

※結果として制度が適用されない場合もあります。